

浜松市教育委員会規則第2号

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一時差止処分の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。</u></p>	<p>(一時差止処分の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定による文書の交付をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在を知ることができないときは、同項の規定による文書の交付を、公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の公示の方法による文書の交付は、当該一時差止処分を受けた者の氏名及び教育委員会が当該文書をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を教育委員会が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を教育委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該文書の交付があったものとみなす。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第11条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。

(あらし)

この規則は、期末手当及び勤勉手当の支給を制限する場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しない場合の通知方法に、インターネットを利用する方法及び電子計算機の映像面に表示する方法を追加するものです。